

件名	農道整備事業に係る用地買収関連文書の非開示決定（文書不存在）に対する異議申立て
本件対象文書	異議申立人に関する用地買収関連文書（全 22 件）
非開示理由	条例第 11 条第 2 項（文書不存在）
実施機関	知事（中遠農林事務所）
諮問期日	平成 16 年 1 月 14 日
主な論点	請求対象文書は存在するか。

審査会の結論

静岡県知事が文書不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

審査会の判断

1 異議申立対象文書（本件対象文書）について

農道整備事業に係るある特定地区における用地買収関連文書のうち、平成 7 年 2 月から平成 12 年 2 月までの異議申立人に関する 22 件の文書

2 本件対象文書の存否について

実施機関は、22 件の文書について、不存在を理由に非開示決定を行っており、その具体的な理由は、廃棄したため存在しない、作成又は取得していないため存在しないとしていることから、これら非開示とした具体的な理由別に以下、22 件の文書の存否について検討する。

3 文書不存在の理由ごとの判断

廃棄したことの妥当性について

請求対象文書のうち 5 件は、実施機関が廃棄したことを理由に存在しないと主張するものである。このうち 2 件は、平成 8 年度における実施機関の職員の出張に係る旅行命令（以下「旅行命令」という。）であり、3 件は、実施機関が農道整備事業を推進する際に買収する土地の面積等を確定するために実施した平成 8 年度の土地境界立会に係る確認書、公図の写し及び隣接地所有者一覧表（以下「土地境界立会確認書等」という。）である。

実施機関が行う文書管理について定めた当時の静岡県処務規程（以下「当時の処務規程」という。）を確認したところ、実施機関が廃棄したとする 5 件の文書の保存期間は、いずれも事案の処理が完結した年度の翌年度から起算して 5 年間と認められる。

実施機関が廃棄したとする 2 件の旅行命令については、実施機関の職員の出張が平成 8 年度中に完了していることから、同年度に事案の処理は完結したと認められ、その翌年度からすでに 5 年が経過していること、また、当審査会は、実施機関の意見陳述において、2 件の旅行命令の廃棄を明示的に証明する公文書を確認したことから、実施機関が廃棄したとする説明はこれを是認することができ、2 件の旅行命令について、実施機関は、現在これを保有していないものと認められる。

また、実施機関が廃棄したとする3件の土地境界立会確認書等については、廃棄を明示的に証明する公文書は残っていないことから、実施機関は、執務室内及び執務室外の文書庫を探索したが、土地境界立会確認書等の存在は確認できなかったと説明する。土地境界立会確認書等については、土地境界立会を実施した翌年度に用地の買収が完了していることから、いずれも平成9年度に事案の処理は完結したと認められ、その翌年度からすでに5年が経過していること、また、土地境界立会に係る他の同種の事務又は事業に関する公文書も、通常、同様に取り扱われていること、加えて、土地境界立会確認書等の廃棄は、当時の処務規程に則り行われたことが認められる。これらのことからすれば、実施機関が廃棄したとする説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、よって3件の土地境界立会確認書等についても実施機関は、現在これを保有していないものと認められる。

作成又は取得していないことの妥当性について

請求対象文書のうち17件は、実施機関が作成又は取得していないことを理由に存在しないと主張するものである。このうち、2件は取得していないために存在しないとすもの、残る15件は作成していないために存在しないとすものである。

当時の処務規程によれば、実施機関が文書を作成又は取得していないとする17件のうち3件の復命書の作成については、出張の用務が終って帰庁したときは、復命書を提出しなければならない旨の規定があるものの、用務が軽易である場合においては、上司に対し口頭による報告でよいことになっている。その他14件の文書の作成又は取得については、特に定めはなく、いずれも当該文書は、実施機関の事務の必要に応じて作成又は取得されるべきものであると考えられる。また、口頭によるか否か、作成又は取得の必要性等については、その都度、実施機関により判断されてきたものと理解され、またそうすものとされてきたものと考えられる。

しかしながら、現時点において、その判断を推測するものはないことから、実施機関は、当時の事務担当者からの事情聴取や執務室内や執務室外の文書庫を調査しており、その結果、公文書として作成及び取得していないこと、文書庫等に存在しないことが確認されている。そうであるなら、実施機関が作成又は取得していないとする17件の文書について、いずれの文書も存在しないという実施機関の説明は首肯できるものであり、よって実施機関は当該17件の文書を保有していないものと認められる。